

樣 式 編

農地法第3条の規定による許可申請書

農業委員会会長 殿

年 月 日

譲渡人

譲受人

下記農地(採草放牧地)について
{ 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 移転
設定 期間 年間) }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

1 申請者の氏名等

申請者	氏 名	年齢	職業	住 所
譲渡人				
譲受人				

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付して下さい。)

土地の所在				地目		面積 (㎡)	対価、賃料等 の額(円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名 又は名称 現所有者が登記 簿と異なる場合	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
市町村 名	大字	字	地番	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏 名又は名称
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

①時期 () ②対価 ()
③賃借料等の給付の種類および額 () ④契約期間 ()

年 月 日

上記申請については、下記条件を附して許可します。

□農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可をするので、
毎事業年度の終了後3箇月以内にその農地(採草放牧地)の利用状況に
ついて、許可権者に報告すること。

申請人訂正欄 ※漢数字を使用する 字挿入 字抹消	担当者確認欄 ※申請人は記入しない 字挿入 字抹消	許可権者訂正欄 ※申請人は記入しない 字挿入 字抹消
申請人印		年 月 日 訂正・再交付

【教示】裏面を読んでください。

様式第2号の1（裏面）

〔注意事項〕

「2 許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。

〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を沖縄県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

〔記載要領〕

- 1 法人である場合は、「住所」欄は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄は法人の名称及び代表者の氏名を、「職業」欄はその業務の内容をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 3 「3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

様式第2号の1－①

申請書1の欄の申請者の氏名等

申請者	氏 名	押印	年齢	職業	住 所
譲渡人					
譲受人					

申請書2の欄の許可を受けようとする土地の所在等

土地の所在				地目		面積 (㎡)	対価、賃料等 の額(円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名 又は名称 〔現所有者が 登記簿と異 なる場合〕	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
市町村名	大字	字	地番	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏 名又は名称
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		
							〔 /10a 〕	〔 〕		

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

1-1

<農地法第3条第2項第1号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

<農地法第3条第2項第5号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積（農地・採草放牧地）の状況

特例（集約的に行われる事業等）の該当有無

有 無

※「有」の場合は、様式第1号-③添付

〔経営地〕

(単位: m²)

	今回権利 を取得す る土地①	所有地		所有地以外の 土地		経営面積 合計 ①+②+③
		自作地②	貸付地	借入地③	貸付地	
田						
畑						
樹園地						
計						
採草放牧地						

〔非耕作地〕

		所在・地番	地 目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記	現況		
非 耕 作 地	所有地					
	所有地以外の 土地					

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 <農地法第3条第2項第1号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積 …営農計画書の添付

(2) 大農機具又は家畜

		大農機具				
		耕うん 機	トラクター	農薬散 布機	草刈機	その他 ()
確 保	所有	台	台	台	台	
	リース	台	台	台	台	
導 入	所有	台	台	台	台	
	リース	台	台	台	台	
予 定	資 金 繰り	該当するものに○を付すこと 自己資金・金融機関からの借入れ・ その他 ()				

家 畜				
乳牛	肉用牛	豚	鶏	その他 ()
頭	頭	頭	羽	

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

2＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載）
その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

3＜農地法第3条第2項第3号関係＞

信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載）

--

4＜農地法第3条第2項第1号及び第4号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載）
権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

(1) 農作業に従事する者

	氏名	年齢	権利取得者との続柄	職業	農作業従事日数	農作業経験の状況	通作距離・時間
権利取得者							km・分
世帯員等その他常時雇用（構成員）							km・分
							km・分
							km・分
							km・分
							km・分
	現在： 名・増員予定： 名（農作業経験の状況： ）						
臨時雇用	年間延日数 日 年間延人数 現在： 名（農作業経験の状況： ） 増員予定： 名（農作業経験の状況： ）						

(2) その者の農作業への従事状況（該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。）

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

（記載要領）

- 1 農作業経験等の状況の記入例 農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年
- 2 通作距離及び距離は、住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間を記載して下さい。

5＜農地法第3条第2項第7号関係＞

周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

--

6 その他参考となるべき事項

--

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I－① 一般申請記載事項 （経営面積の特例・転貸）

1 ＜農地法第3条第2項第5号関係＞（経営面積の特例の場合のみ記載）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）以下のいずれかに該当する場合は、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- ☐ 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
（「所要の面積」とは、北海道で2 ha 都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）
- ☐ 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

2 ＜農地法第3条第2項第6号関係＞（転貸する場合のみ記載）

転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項（農地法第3条第3項関係）

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

1 <農地法第3条第3項第1号関係>

使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。

（留意事項）

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

2 <農地法第3条第3項第2号関係>

地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

--

3 <農地法第3条第3項第3号関係>（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載）

その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名 ()

(2) 役職名 ()

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況 () 日)

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間

: (年 月)

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間: (年 月 (直近の実績))

(年 月 (見込み))

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- ☐ その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」の欄に記載してください。）
- ☐ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- ☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2（効率要件）、2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- ☐ 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- ☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2 (農地所有適格法人要件) 以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- ☐ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- ☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地所有適格法人としての事業等の状況

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在 (実績又は見込み)			
権利取得後 (予定)			

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない 事業
3年前 (実績)		
2年前 (実績)		
1年前 (実績)		
申請日の属する年 (実績 又は見込み)		
2年目 (見込み)		
3年目 (見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の 提供面積 (㎡)		農業への 年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

- (2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

（留意事項）

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

＜農地法第2条第3項第3号及び4号関係＞

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏 名	住 所	役 職	農業への 年間従事日数		必要な農作業への 常時従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏 名	住 所	役 職	農業への 年間従事日数		必要な農作業への 常時従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

（(2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。）

様式第2号の1 (別紙)
(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2 (1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2 (1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

耕 作 証 明 願

年 月 日現在における農業経営に供すべき農地等の耕作状況は下記のとおりであることを証明願います。

令和 年 月 日

申 請 人
住 所

氏 名

農業委員会会長 殿

記

土 地 の 所 在				地 目		面 積 ㎡	利用 状況	耕 作 者	
市町村	大 字	字	地 番	登記簿	現 況			氏 名	利用権原
合 計									

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

農業委員会会長 印

當 農 計 画 書

住所

氏名

農地法第3条許可申請地（ m²）を取得した後は、すべての農地（採草放牧地）について下記のとおり農業経営を行います。

1 構成員（世帯員等の数） 人

うち、必要な農作業に従事する者 人

2 経営計画

[illegible]

農地法第3条第1項第13号の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者（譲受人） 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

下記農地（採草放牧地）の（に）〇〇を〇〇したいので、農地法第3条第1項第13号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備 考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	所有者 氏 名	所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合		備 考
	登記簿	現況			権 利 者 の氏名	権利の種類、内容	

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

様式第2号の4

(記載要領)

- 1 本文には所要の権利及び設定、移転の別を記載してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

様式第2号の5

農地法第3条第1項第14号の2の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

届出人（譲受人）
主たる事務所の所在地
農地中間管理機構の名称及び代表者氏名
譲渡人 住所
氏名

下記農地（採草放牧地）に農地中間管理権を取得したいので、農地法第3条第1項第14号の2の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・ 地番	地 目		面積 (㎡)	所有者 氏 名	所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合		備考
	登記簿	現況			権利者 氏 名	権利の種類・内容	

3 取得しようとする農地中間管理権の種別（以下のうち該当するものに印を付してください。）

- ☐ 賃借権
☐ 使用貸借による権利
☐ 所有権（農地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けにより取得するもの）

4 農地中間管理権の取得に係る契約の内容

様式第2号の5

(記載要領)

- 1 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 2 記の3の「取得しようとする農地中間管理権の種別」には該当する権利にレ点を記載してください。
- 3 記の4の「農地中間管理権の取得に係る契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

農業委員会会長名 印

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条第1項第13号（14号の2）の規定による届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので通知します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
譲渡人		
譲受人		

2 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (m^2)	権利の種類	権 利 の 設 定 又は 移 転 の 別
	登 記 簿	現 況			

3 届出書が到達した日
年 月 日

様式第2号の6

(記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、 年 月 日にその効力が生じたので通知します。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を沖縄県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地等の利用状況報告書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名

印

年 月 日付け〇〇指令第〇〇号で農地法第3条第1項の許可を受けた農地（採草放牧地）について、下記のとおり報告します。

記

1 農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者の氏名等

氏名	住所

2 報告に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	生産数量	反 収	備 考
	登記簿	現況					

3 農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

5 業務執行役員又は農林水産省令で定める使用人の状況

氏 名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

様式第2号の7

(記載要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款の写しを添付してください。
- 3 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 5 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 6 記の5の「業務執行役員又は農林水産省令で定める使用人の状況」については、個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員又は農林水産省令で定める使用人の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。
なお、「農林水産省令で定める使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

農地法第3条の2第1項の規定による勧告書

番 号
年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長名 印

貴殿が農地法第3条の2第1項第〇〇号に該当することから、同項に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、同法第3条第1項の許可を取り消しますので御留意願います。

記

1 農地(採草放牧地)の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)
	登記簿	現況	

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第3条の2第1項第〇号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

年 月 日

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

指令第 号
年 月 日

許可取消し通知書

住所
氏名 殿

農業委員会会長名 印

年 月 日付け〇〇指令第〇〇号をもってした農地法第3条第3項の規定の適用を受けた同条第1項の許可について、同法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当することから下記により当該許可を取り消します。

記

1 当事者の住所、氏名

譲渡人(設定者) 住所
氏名
譲受人(被設定者) 住所
氏名

2 許可を取り消す農地等

所在・地番	地 目		面積 (m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

3 農地法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当する事由

様式第2号の9

(記載要領)

- 1 本文には取り消しの対象となる許可の指令書の日付・番号を記載する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 農業委員会が許可を取り消す場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を沖縄県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地法第3条の3の規定による届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名

印

下記農地（採草放牧地）について、〇〇により〇〇を取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
	登記簿	現況		

3 権利を取得した日 年 月 日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

農 委 第 号

上記の届出についてはこれを受理したので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

年 月 日

農業委員会会長



(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 5 記の5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
- 6 記の6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。

不 受 理 通 知 書

番 号
年 月 日

届出者 住所
氏名

農業委員会会長名 印

年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条の3の規定による届出については以下の理由により受理しません。

1 権利を取得した者として届出があった者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
	登記簿	現況		

3 理由

様式第2号の10関係

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地所有適格法人報告書

年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積（ha）	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
報告日の属する年 (実績又は見込み)		

様式第3号の1

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の 提供面積 (㎡)		農業への 年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

- (2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

（留意事項）

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

様式第3号の1

4 農地法第2条第3項第3号及び4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏 名	住 所	役 職	農業への 年間従事日数		必要な農作業への 常時従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏 名	住 所	役 職	農業への 年間従事日数		必要な農作業への 常時従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

様式第3号の1

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2 (1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2 (2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
- 4 「3 (1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称：

主たる事務所の所在地：

記載年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
事業の 種類	農畜産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上 高(円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	その 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
	構 成 員 数	総 数		()	()
		農地提供者 ①			
		農業常時従事者 ②			
農作業委託者 ③					

	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社（投資円滑化法第10条） ⑥			
	議決権の状況 （うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権）	（ ）	（ ）	（ ）
	①～⑥以外の者 ⑦			
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
農業・農作業従事者の状況	理事等々の総数			
	うち農業に常時従事する者の数 ⑧			
	うち農業に常時従事し、かつ農作業の従事する者の数 ⑨			
	（⑨が「0人」の場合） 農業に常時従事し、かつ農作業に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）				
備 考				

様式第3号の2

(記載要領)

- 1 「法人の名称」は、名称を短縮したり略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。
- 2 「主たる事務所の所在地」は、株式会社又は持分会社にあっては、定款に記載されている本店の所在地を記載する。
- 3 「法人形態」欄には、株式会社であって株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の規定が定款に定められている法人については、「株式会社（非公開会社）」と記載し、そうでない株式会社については「株式会社（公開会社）」と記載する。
- 4 「事業の種類」の「農畜産物名」欄には、当該事業年度において法人の生産した農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- 5 「事業の種類」の「関連事業等名」欄には、当該事業年度において法人の行った次に掲げる事業に該当する事業の名称を記載する。
 - (1) 農業と併せ行う林業
 - (2) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
 - (3) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- 6 「事業の種類」の「その他事業名」欄には、当該事業年度において法人の行った農地法第2条第3項第1号に規定する農業（以下同じ。）以外の事業の名称を記載する。
- 7 「売上高」欄は、「農業」及び「その他事業」について、前々回報告された売上高、前回報告された売上高及び今回報告された売上高を、それぞれ記載するとともに、それら3事業年度分の売上高を合計し「合計」欄に記載する。
- 8 「構成員数」欄には、
 - (1) 「総数」欄は、構成員の総数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に総株主の議決権の数を記載する。
 - (2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ、ハ及びニに該当する者の数を記載する。

「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載する。

「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号ヘに該当する者の数を記載する。

「農地中間管理機構」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載する。

「承認会社（投資円滑化法第10条）」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社の数を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

9 「農業・農作業従事の状況」欄には、

(1) 「理事等の総数」欄は、農事組合法人にあっては理事、株式会社にあっては取締役、持分会社にあっては業務を執行する社員（以下「理事等」という。）の実数を記載する。

(2) 「うち農業に常時従事する構成員数」欄は、理事等の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。

(3) 「うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数」欄は、理事等のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる者であって、かつ、法人の行う農業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

なお、当欄の対象者は、(2)の欄と異なり、構成員に限られないことに留意すること。

(4) 「農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無」欄は、その法人の重要な使用人（法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。）のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められ、かつ、法人の事業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の有無を記載する。

なお、当欄は、(3)の欄が「0人」の場合に記載する。

10 「要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）」欄は、農地法第6条第1項の報告書等から、法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断し同条第2項により是正を勧告した場合に、要件を満たさなくなるおそれがあると判断した根拠となる事実関係を記載するとともに、是正を勧告した翌年はその是正状況を記載する。

11 農地所有適格法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所（支店、支所、分場等）における経営面積、事業の種類、構成員数及び理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。

農地法第6条第2項の規定による勧告書

番 号
年 月 日

主たる事務所の所在地

農地所有適格法人の名称及び代表者の氏名 殿

農業委員会会長名 印

貴法人が農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められるので、同法第6条第2項の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に基づき、貴法人が農地所有適格法人の要件を満たさなくなることをないように各般の措置を講じながらもその改善が見込めないと判断された場合には、同法第6条第3項の規定に基づき、その所有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出をし、これらの土地の譲渡しのあっせんを求めることができますので、御留意ください。

記

- 1 農地法第2条第3項各号に該当しないと認められる事由
- 2 講ずべき必要な措置の内容

表

第	号	農地法第14条第1項の立入調査 をする農業委員、農地利用最適化推進員 又は職員の身分証明書 氏 名：	
上	半	身	上記の者は、農地法第14条第1項の規定により、 貴法人の事務所その他の事業場に立ち入って調査をする 職員であることを証明する。
前	向	写	真
発行 者：		発行年月日：	年 月 日
生年月日：		年 月 日	印
(押出スタンプ)			

裏

農地法抜粋

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定による立入調査のほか、第7条第1項の規定による買収をするため必要があるときは、委員、推進委員（同法第17条第1項に規定する推進委員をいう。次項において同じ。）又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(用紙の大きさは、日本工業規格B8)

立入調査結果報告書

- 1 調査対象法人名
- 2 調査実施年月日
- 3 調査場所
- 4 調査内容
(調査した帳簿、作業日誌その他の書類の種類)
- 5 判明した事実関係
(調査によって判明した調査対象法人の経営概要、耕作状況等)
- 6 確認された不適正事項
(要件を満たしていない事項又は要件を満たさなくなるおそれがある事項)

以上、調査内容及び調査結果について報告する。

年 月 日

農業委員会会長 殿

調査担当者 農業委員会 氏名

農地法第4条第1項の規定による許可申請書														
年月 日														
沖縄県知事 殿														
申請人														
下記によって農地を転用したいので農地法第4条第1項の規定によって許可を申請します。														
1 申請人の住所等	住所										職業	年令		
	市 町 村 番地													
	県 郡 村 番 号													
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在			地目		面積	利用	10アール	耕作者	市街化区域、市街化調整区域の別、およびその他参考となるべき事項				
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況	状況	当り普通	氏 名					
								収 穫 高						
	計 m ² (田 m ² 、畑 m ²)													
3 転用計画	(1) 転用の目的													
	1 一般住宅													
	2 農家住宅													
	3 その他 ()													
	(2) 転用詳細													
	(3) 事業の操業期間または施設の利用期間													
	年 月 から 年間													
	(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要													
	工事計画	第1期 着工 年 月～ 年月)			第2期 着工 年 月～ 年月)			合計			申請人訂正欄			
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	字 抹	漢数字を使用する	
	土地造成											字そう入		
	建築物											申請人印		
	工作物													
	計													
4 資金調達計画														
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要														
6 その他参考となるべき事項														
沖縄県指令農第 号														
令和 年 月 日 沖縄県知事														
上記申請については、別添の条件を附し許可します。														
【注意事項】【教示】裏面を読んでください。														
年 月 日 訂正、 稟付														

様式第5号の1(知事許可)

【許可条件】※注意 許可条件は、許可権者以外加筆しないで下さい。

- ☐ 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- ☐ 2-1 (住宅、店舗、墓、農業用施設、倉庫、工場、進入路等)
許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を関係市町村農業委員会を経由して知事あて提出すること。(完了状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)
なお、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- ☐ 2-2 (資材置場、駐車場等)※一定期間における利用状況の確認が必要なもの
本件許可後の施設利用開始日から3か月後及びその後6か月後に本件許可地の事業遂行状況を関係市町村農業委員会を経由して知事あて報告すること。(許可申請書に添付した図面資料の写し、利用状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)
- ☐ 3 地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が転用事業の利用状況を適当と認めて発行する現況証明の後に行うこと。

【許可条件：一時転用の場合】上記の許可条件2及び3は次のとおりとする。登記簿の地目変更は行わないこと。

- ☐ 2 許可期間は、許可の日から 年 月 日までとし、期間内に農地に復元すること。
- ☐ 3 本件許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに本件許可地の事業遂行状況を、さらに本件許可地を農地に復元した時の状況を関係市町村農業委員会を経由して知事あて報告すること。(現場写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)

【注意事項】

許可条件に違反した場合(許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。))に従ってその事業の用に供しないときなど)及び農地法第51条第1項の規定により必要と認めるときはその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

【教示】

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。))を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、合わせて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において県を代表する者は沖縄県知事となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【記載要領】

- 1 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 2 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 6 「2 許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。また、申請に係る土地が、一筆の農地等のうち一部を転用し、所有権移転等により地目変更等の登記手続きを要する場合には、申請前に分筆を行うなど申請面積が申請後に変更となることがないようにしてください。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書														
年 月 日														
〇〇〇農業委員会会長 殿														
申請人														
下記によって農地を転用したいので農地法第4条第1項の規定によって許可を申請します。														
1 申請人の住所等	住 所										職業	年令		
	市 町 村 番 地													
	県 郡 村 番 号													
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在			地目		面積	利用	10アール	耕作	市街化区域、市街化調整区域の別、およびその他参考となるべき事項				
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況	状況	当り普通	者					
								収 穫 高	氏 名					
	計 m ² (田 m ² 、畑 m ²)													
3 転用計画	(1) 転用の目的													
	1 一般住宅 2 農家住宅 3 その他 ()													
	(2) 転用詳細													
	(3) 事業の操業期間または施設の利用期間													
	年 月 から 年間													
	(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要													
	工事計画	第1期 着工 年 月～ 年月)				第2期 着工 年 月～ 年月)				合計		申請人訂正欄		
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	字 抹	漢数字を使用する	
	土地造成											字そう入		
	建築物											申請人印		
	工作物													
	計													
4 資金調達計画														
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要														
6 その他参考となるべき事項														
〇〇〇指令〇〇第 号													申請人は記入しない	
〇〇〇農業委員会会長														
令和 年 月 日														
上記申請については、別添の条件を附し許可します。													許可権者訂正欄	
													字 抹	申請人は記入しない
													字そう入	
【注意事項】【教示】裏面を読んでください。													年 月日 訂正、 稟付	

様式第5号の1(権限移譲)

【許可条件】※注意 許可条件は、許可権者以外加筆しないで下さい。

- ☐ 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- ☐ 2-1 (住宅、店舗、墓、農業用施設、倉庫、工場、進入路等)
許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を〇〇〇農業委員会あて提出すること。(完了状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)
なお、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- ☐ 2-2 (資材置場、駐車場等)※一定期間における利用状況の確認が必要なもの
本件許可後の施設利用開始日から3か月後及びその後6か月後に本件許可地の事業遂行状況を〇〇〇農業委員会あて報告すること。(許可申請書に添付した図面資料の写し、利用状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)
- ☐ 3 地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が転用事業の利用状況を適当と認めて発行する現況証明の後に行うこと。

【許可条件:一時転用の場合】上記の許可条件2及び3は次のとおりとする。登記簿の地目変更は行わないこと。

- ☐ 2 許可期間は、許可の日から 年 月 日までとし、期間内に農地に復元すること。
- ☐ 3 本件許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに本件許可地の事業遂行状況を、さらに本件許可地を農地に復元した時の状況を関係市町村農業委員会を経由して知事あて報告すること。(現場写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)

【注意事項】

許可条件に違反した場合(許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。))に従ってその事業の用に供しないときなど)及び農地法第51条第1項の規定により必要と認めるときはその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

【教示】

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。))を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、合わせて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において県を代表する者は沖縄県知事となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【記載要領】

- 1 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 2 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 6 「2 許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。また、申請に係る土地が、一筆の農地等のうち一部を転用し、所有権移転等により地目変更等の登記手続きを要する場合には、申請前に分筆を行うなど申請面積が申請後に変更となることがないようにしてください。

様式第5号の2 知事許可)

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

譲受人
譲渡人

下記によって、転用のため農地（採草放牧地）の所有権（ ）を移転（ ）したいので、
農地法第5条第1項の規定により 許可を申請します。

1 申請人の住所等	申請人	氏名			年令	職業	住所						
	譲受人												
	譲渡人												
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在				地目		面積 (㎡)	利用 状況	10アール 当たり普通 収 穫 高	所有権以外の使用収益 権が設定されている場合		市街化区域、市街 化調整区域の別、 およびその他参考と なるべき事項	
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況				権利の 種類	権利者の氏 名又は名称		
計 ㎡ （田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡）													
3 転用計画	(1) 転用の目的	1 一般住宅 2 農家住宅 3 その他（ ）				(2) 権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細							
		(3) 事業の採算期間または施設の利用期間 月 年 から 年間											
	(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要	工事計画	第1期（着工 年 月 ～ 年 月）				第2期（着工 年 月 ～ 年 月）		合計		申請人訂正欄		
			名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	字 抹 消 字 入
			土地造成										漢 数字 を 使用 す る
建築物													
工作物													
	計										申請人印		
4 権利を移転または設定しようとする契約の内容	(1) 権利を移転し、または設定しようとする時期 (3) 賃借料等の給付の種類および額 (2) 対 価 (4) 契約期間												
5 資金調達計画													
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	担当者確認欄												
	字 抹 消 字 入												
7 その他参考となるべき事項	申請人は記入しない												
	許可権者訂正欄												
沖縄県指令農第 号													
令和 年 月 日 沖縄県知事													
上記申請については、別添の条件を附して許可します。													
【注意事項】 【教示】 裏面をください。													
年 月 日 訂正、再交付													

様式第5号の1(知事許可)

【許可条件】※注意 許可条件は、許可権者以外加筆しないで下さい。

- ☐ 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- ☐ 2-1 (住宅、店舗、墓、農業用施設、倉庫、工場、進入路等)
許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を関係市町村農業委員会を経由して知事あて提出すること。(完了状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)
なお、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- ☐ 2-2 (資材置場、駐車場等)※一定期間における利用状況の確認が必要なもの
本件許可後の施設利用開始日から3か月後及びその後6か月後に本件許可地の事業遂行状況を関係市町村農業委員会を経由して知事あて報告すること。(許可申請書に添付した図面資料の写し、利用状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)
- ☐ 3 地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が転用事業の利用状況を適当と認めて発行する現況証明の後に行うこと。

【許可条件：一時転用の場合】上記の許可条件2及び3は次のとおりとする。登記簿の地目変更は行わないこと。

- ☐ 2 許可期間は、許可の日から 年 月 日までとし、期間内に農地に復元すること。
- ☐ 3 本件許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに本件許可地の事業遂行状況を、さらに本件許可地を農地に復元した時の状況を関係市町村農業委員会を経由して知事あて報告すること。(現場写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)

【注意事項】

許可条件に違反した場合(許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。))に従ってその事業の用に供しないときなど)及び農地法第51条第1項の規定により必要と認めるときはその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

【教示】

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、合わせて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において県を代表する者は沖縄県知事となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【記載要領】

- 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 「2 許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。また、申請に係る土地が、一筆の農地等のうち一部を転用し、所有権移転等により地目変更等の登記手続きを要する場合には、申請前に分筆を行うなど申請面積が申請後に変更となることがないようにしてください。

様式第5号の2 権限移譲)

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 殿

譲受人
譲渡人

下記によって、転用のため農地（採草放牧地）の所有権（ ）を移転（ ）したいので、
農地法第5条第1項の規定により 許可を申請します。

1 申請人の住所等	申請人	氏名		年令	職業	住所								
	譲受人													
	譲渡人													
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在				地目		面積 (㎡)	利用 状況	10アール 当り普通 収 穫 高	所有権以外の使用収益 権が設定されている場合 権利の種類	権利者の氏 名又は名称	市街化区域、市街 化調整区域の別、 およびその他参考と なるべき事項		
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況								
計 ㎡ （田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡）														
3 転用計画	(1) 転用の目的	1 一般住宅				(2) 権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細								
		2 農家住宅												
		3 その他（ ）												
	(3) 事業の採算期間または施設の利用期間	月 年 から 年間												
		(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要	工事計画	第1期（着工 年 月 ～ 年 月）				第2期（着工 年 月 ～ 年 月）				合計		申請人訂正欄
	名称			棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	字 抹 消 字 入	
	土地造成												申請人印	漢 数 字 を 使 用 す る
	建築物													
	工作物													
	計													
4 権利を移転または設定しようとする契約の内容	(1) 権利を移転し、または設定しようとする時期				(3) 賃借料等の給付の種類および額									
5 資金調達計画	(2) 対 価 (4) 契約期間													
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	担当者確認欄													
	字 抹 消 字 入													
7 その他参考となるべき事項	申請人は記入しない													
	許可権者訂正欄													
〇〇〇指令〇〇第 号														
令和 年 月 日														
〇〇〇農業委員会会長														
上記申請については、別添の条件を附して許可します。														
【注意事項】 【教示】 裏面をください。														
年 月 日 訂正、再交付														

様式第5号の1(権限移譲)

【許可条件】※注意 許可条件は、許可権者以外加筆しないで下さい。

- ☐ 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- ☐ 2-1 (住宅、店舗、墓、農業用施設、倉庫、工場、進入路等)
許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を〇〇〇農業委員会あて提出すること。(完了状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)
なお、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- ☐ 2-2 (資材置場、駐車場等)※一定期間における利用状況の確認が必要なもの
本件許可後の施設利用開始日から3か月後及びその後6か月後に本件許可地の事業遂行状況を〇〇〇農業委員会あて報告すること。(許可申請書に添付した図面資料の写し、利用状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)
- ☐ 3 地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が転用事業の利用状況を適当と認めて発行する現況証明の後に行うこと。

【許可条件:一時転用の場合】上記の許可条件2及び3は次のとおりとする。登記簿の地目変更は行わないこと。

- ☐ 2 許可期間は、許可の日から 年 月 日までとし、期間内に農地に復元すること。
- ☐ 3 本件許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに本件許可地の事業遂行状況を、さらに本件許可地を農地に復元した時の状況を関係市町村農業委員会を経由して知事あて報告すること。(現場写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)

【注意事項】

許可条件に違反した場合(許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。))に従ってその事業の用に供しないときなど)及び農地法第51条第1項の規定により必要と認めるときはその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

【教示】

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、合わせて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において県を代表する者は沖縄県知事となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【記載要領】

- 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 「2 許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。また、申請に係る土地が、一筆の農地等のうち一部を転用し、所有権移転等により地目変更等の登記手続きを要する場合には、申請前に分筆を行うなど申請面積が申請後に変更となることがないようにしてください。

様式第5号の1・第5号の2－②

(別紙1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所	職業	年齢
譲受人				
譲渡人				

(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	土地の所在				地目		面積 (㎡)	10アール 当たり普通 収穫高	利用状況	耕作者 の氏名
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況				
計 筆	㎡ (田				㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)	

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

内面積申請に係る確認書

一筆の農地等の一部につき、所有権の移転、（ 権）の設定（分筆に係る地目変更等の登記を伴う場合に限る。）に伴う農地転用の許可申請にあたって、求積図等地積測量によらない面積を用いた申請や農地転用の許可申請後に改めて地積測量をやり直すなどの理由で、許可指令書的面積と分筆登記の面積が同一である（注）と認められない場合には、自らの責任において改めて農地転用の許可申請、又は事業計画変更承認申請を行うことを確認します。

年 月 日

讓受人 印

讓渡人 印

(注) ここでいう同一とは、場所及び面積が同じであるこという。
また、面積が同じとは、許可指令書の筆ごとの面積と土地登記簿に記載された地積の整数部分が一致することをいう。

資金計画書

必要資金（経費）

土地購入費（賃借料）	_____円
土地造成費	_____円
建物建築費	_____円
施設備品費	_____円
その他経費	_____円
合 計	_____円

資金調達

自己資金	_____円
借入金	_____円
補助金等	_____円
合 計	_____円

添付書類

自己資金（	_____）
借入金（	_____）
補助金等（	_____）

- 注）1 必要資金（経費）には、申請に係る事業の目的を達成するために必要な資金を記載して下さい。
- 2 賃借料は、土地の賃貸借契約を結ぶ際に必要な諸経費（敷金、礼金、保証料、仲介手数料、事務手数料、前払い賃料等）を記載すること。
- 3 土地造成費が建物建築費に含まれる場合は、余白にその旨を記載すること。

(〇〇〇〇) 設置事業計画書

事業計画者	住 所		氏 名	職業又は主要業務	
申 請 地					
既存() の状況 (月 日現在)	所 在 地	面 積	資材()の種類	数 量	保 管 方 法
新たに () を必要とする 具体的理由					
申 請 地 を 選定した理由 事業所等との 位置的関係等					
申 請 地 の 利 用 計 画	資材、設備等の種類		数 量	必 要 面 積	保管方法・その他
附帯施設の 計画	種 別		数 量	面 積	構 造 ・ そ の 他
隣接地等への 被害防除及び 保安措置等					
その他特記 事項					

- 注) 1 申請人の職業・業務について行政庁の営業免許等を要するものはその写しを添付すること。
 2 既存施設等の状況資料として位置図及び平面現況図(又は写真)を添付すること。
 3 申請地の利用計画及び附帯施設計画については平面図を添付すること。
 4 附帯施設の計画がない場合は、空欄ではなく「仮設プレハブやコンテナなど附帯施設の設置は計画していません」などと具体的に記載すること。
 5 各事項ともできるだけ具体的に箇条書きに整理して記入すること。

様式第5号の6

農地法第 条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

年 月 日
〇〇〇農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所・氏名	譲 受人	住所	氏名							
		譲 渡 人	住所	氏名							
	申請に係る土地	所 在地番									
		地 目 圃 積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²	
10a 平均収穫高		田		畑		採草放牧地		その他			
	申請土地の所在する区域	市街化区域 市街化調整区域 その他の区域									
事 業 計 画	用途 (住宅用地・工場用地等 体的に記載すること)										
	工 事 計 画	着工 年 月 日 完了 年 月 日									
農地転用に 関する許可 基準から みた意見	農地の区分					申 請 条 項	条 項	農地	採草放牧地	その他	
	許可基準に定める農地の 区分の該当事項						法第4条	所有権に基づく転用	m ²		
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件 及び周辺の市街地化の状況 を記載すること)						法第5条	その他 ()	m ²		
	転用候補地内の農地の 区分別面積及びその割合	甲種 農地	第1種農地	その他	計		所有権移転	m ²	m ²		
		面積					賃借権設定・移転	m ²	m ²		
		割合					地上権設定・移転	m ²	m ²		
						関 連 す る 農 地 法 関 連 手 続	※手続の状況				
	検討事項	意 見	意見決定の理由				法第18条	合意解約	法第18条第6項 通 知 書 受 領 済	当事者 協議中	
	1 転用の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種 農地又は第2種農地である場 合において、その農地を申請 することがやむを得ないと認 められるときはその理由	適当	不適当				その他	未受付	検討中	送付済	
	2 資力及び信用	適当	不適当								
	3 転用行為の妨げとなる権利を 有する者の同意の有無	適当	不適当								
	4 申請に係る用途に遅滞なく供 することの確実性	確実	不確実								
	5 行政庁の免許、許可、認可等 の処分の見込み	確実	不確実								
	6 農地以外の土地の利用見込み	確実	不確実								
	7 計画面積の妥当性	適当	不適当								
8 宅地の造成のみを目的とする 場合にはその妥当性	適当	不適当									
9 周辺の農地等に係る営農条 件への支障の有無	なし	あり									
10 一時転用である場合にはそ の妥当性	適当	不適当									
11 法令(条例を含む。)により義 務付けられている行政庁との協議 の進捗状況	終了	未了									
特 定 地 改 良	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請に係る面積	施行時期		申請地に係る土地改良財産				
事 業 関 係											
申請に係る土地と都市計 画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内 計画区域外 (告示 年 月 日)									
	都市計画法第 条 の 地 域 随 の 決	地域地区の種類 決定なし									
申請地に係る土地と農業 振興地域整備計画との関 係	農業振興地域決定の有無	振興地域内 振興地域外 (告示 年 月 日)									
	農用地区域決定の有無	農用地区域内 農用地区域外 (決定 年 月 日)									
総合意見											
許可が相当と認められる場合に 付すべき条件											
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無					有 ・ 無						
意見の概要											

様式第 5号の 6

(記載要領)

- 1 「申請土地の所在する区域」「意見」「手続の状況」及び「知事」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 2 「農地の区分」欄は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知「運用通知」とう）第2㉔に規定する甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 3 「農地の区分」欄の許可基準に定める農地の区分該当事項」欄には運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2㉔のイの(ア)」のa、第2種農地にあつては「運用通知第2㉔のオの(ア)のa(a)」の記載する。
- 4 「検討事項」欄の「5政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 5 検討事項の「1 法令（条例を含む）によ義務付けられている行政庁と協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令（条例を含む）によ定められた協議先となっている場合には当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 6 「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の有・無」欄に当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。また、「意見の概要」欄は、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

様式第 5 号の 7

農地法附則第 2 項の規定による協議に係る事案の概要書

年 月 日
沖 縄 県

申請者の住所等	譲 受 人	住所					氏名		
	譲 渡 人	住所					氏名 外 名		
申請に係る土地	所 在 地	市町 郡村					外 筆		
	地 目 別 面 積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
	10a 当たり 平均収穫高	田	Kg	畑	Kg	採草牧草地	Kg	当該市町村の 平 均	Kg
権利を設定し又は移 転しようとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別 設 定 ・ 移 転			権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		
農 地 の 区 分									
許可基準に定める農地の区 分の該当事項									
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条 件及び周辺の市街地化の状 況を記載すること)									
転用候補地内の農地 の区分別面積及びそ の割合		農用地区域内農地	甲種農地	第 1 種農地	第 2 種農地	第 3 種農地	農地の合計面積	(参考)全体面積	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	割合	%	%	%	%	%	%	100%	
特定土地改良 事業等関係	事 業 の 種 類	事 業 施 行 者		施 行 面 積	申請地に関係 する面積	施 行 時 期	申請地に関係する 土地改良財産		
申請に係る土地と都市計画 との 関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内		計画区域外		(告示 年 月 日)		
	都市計画法第 8 条の地域地区 の決定		地域地区の種類						
			決定なし						
申請に係る土地と農業振興 地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内		振興地域外		(告示 年 月 日)		
	農用地区域決定の有無		農用地区域内		農用地区域外		(決定 年 月 日)		
転用目的									
転用目的に係る事業 又は施設の概要	名称	棟数		建設面積		所要面積			
	土地造成					m ²			
	建 築 物	棟		m ²		m ²			
	小 計	棟		m ²		m ²			
	工 作 物	棟		m ²		m ²			
	小	棟		m ²		m ²			
	合 計	棟		m ²		m ²			
転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被 害を防除するための措置等の妥当性の概要									
農業上の土地利用との調整を了している場合等にお いては、その概要									
許可条項及び説明									
付すべき条件									
協議に際して特記すべき事項									

記載要領

1 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第 2 の 1 に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地又は第 3 種農地の別を記載する。

2 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第 1 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 のイの(ア)の a」のように、第 2 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 のオの(ア)の a の(a)」のように記載する。

3 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

4 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

営農型発電設備の改築に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名（転用許可を受けた者） 印

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けた営農型
発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (m ²)

2 改築計画

(1) 改築の内容

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし

4 連絡先（電話番号等）

(添付書類)

- ① (改築後の) 営農型発電設備の設計図
- ② 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書（営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。）
- ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、) ②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

様式第 5 の 9

営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名（転用許可を受けた者）印

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けた営農型
発電設備について、発電設備を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型発電設備を 年 月 日までに撤去すると
ともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

営農型発電設備の下部の農地における営農計画書 及び当該農地における営農への影響の見込み書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____

設置者 氏名 _____
住所 _____

土 地 所在・地番 _____

1. 営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要

	総面積 (㎡)			
		田	畑	樹園地
営農型発電設備の下部の農地面積				
上記の農地と一体として営農を行う農地面積				
合 計				

(記載要領)

- ・「営農型発電設備の下部の農地面積」は、当該設備の直下の農地及び当該設備により日陰が生じる農地の面積を記入してください。当該設備の直下の農地とは、当該設備の水平投影面積をいいます。また、当該設備により日陰が生じる農地とは、原則、夏至日の南中高度により生じる日陰が及ぶ農地をいいます。なお、当該設備により日陰が生じる農地の面積が明らかではない場合には、当該設備の直下の農地面積のみを記載してください。
- ・「上記の農地と一体として営農を行う農地面積」とは、営農型発電設備の下部の農地の存する一区画の農地のうち、下部の農地と一体的に営農を行う農地をいいます。

2. 営農型発電設備を計画している農地の営農計画

(1) 下部の農地における営農者の属性

営農者の属性	該当 (○)
ア 効率的かつ安定的な農業経営 (※ 1)	
イ 認定農業者 (※ 2)	
ウ 認定新規就農者 (※ 3)	
エ 将来法人化にして認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ アからエ以外の者	

※ 1 主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営

※ 2 農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者

※ 3 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

(2) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (㎡)
1 年目		
2 年目		
3 年目		
4 年目		
5 年目		
6 年目		
7 年目		
8 年目		
9 年目		
10 年目		

(記載要領)

- ・ 「作付面積」は、営農型発電設備の下部の農地面積を記載してください。
- ・ 各年の「作付面積」の合計は、通常、1に記載した「営農型発電設備の下部の農地面積」と一致します。

(3) 営農に必要な農作業の期間

月 作付予定作物名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年目												
2年目												
3年目												
4年目												
5年目												
6年目												
7年目												
8年目												
9年目												
10年目												

(記載要領)

- ・ 作物ごとに栽培期間と代表的な作業の種別を記載してください。

(4) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	備考

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(5) 農作業に従事する者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・ 「農作業経験等（農作業歴）」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

3. 営農への影響の見込み

(1) 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に支障が生じない理由

（記載要領）

- ・ 作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を具体的に記載してください。

(2) 効率的な農作業の実施

ア 支柱

高さ（m）		間隔（m）
最低地上高：	最高地上高：	

イ 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

（記載要領）

- ・ 営農型発電設備の支柱の高さ及び間隔、2の(4)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・ 農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、当該設備等の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備等の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(3) 下部の農地における営農

ア イ以外の場合

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み (A/B×100 (%))	地域の平均的な単収 の根拠

イ 荒廃農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

(記載要領)

- ・ 荒廃農地を再生利用する場合はイを、それ以外の場合はアを記載してください。
- ・ 「単収見込み」は、2の(2)の「第1年目」の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。なお、地域の平均的な単収が存在しない作物を生産する場合には、自然条件に類似性のある他地域の平均的な単収を記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。
- ・ 「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
	m ² (m ²)

2 営農型発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏 名	備 考

3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況
ア イ以外の場合

作付作物	作付面積 (m ²)	単収 (kg/10a)	地域の平均的な単収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

イ 荒廃農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積 (m ²)	農地の利用の程度	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見（具体的に記載してください。）

確認年月日

年 月 日

知見を有する者

所属
役職・氏名
連絡先

(留意事項)

- 1 収穫直前の、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。
なお、当該写真は、下部の農地全体の農作物の生育状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。
- 2 営農型発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください（荒廃農地を再生利用した場合を除く。）。
- 3 本資料は、許可した土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(記載要領)

- 1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。
① 許可を受けた営農型発電設備の支柱の基礎部分の面積（一時転用許可の対象面積）
② 許可を受けた営農型発電設備の下部の農地の面積
- 2 「2 営農型発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。
- 3 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のアの「単収」欄は、許可に係る営農型発電設備の下部の農地の単収を記載してください（作付面積全体の単収ではありません。）。また、出荷した場合には、出荷量を証する書面の写しを添付してください。
- 4 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のアの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。
なお、地域において比較する農地がない場合は、許可申請書に添付した「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」に記載した「地域の平均的な単収」を記載してください。
- 5 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のイの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。
- 6 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型発電設備を設置していない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。
- 7 「3 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」のア及びイの「遮光率」欄について、営農型発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。
- 8 営農型発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載ください。
- 9 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、ご注意ください。

建築条件付売買予定地の農地転用申請に係る確約書

建築条件付売買予定地に係る農地転用の申請にあたって、次の要件を全て満たすことを確約します。

- (1) 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。（2）において同じ。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね3月以内）に建築請負契約を締結することを約します。
- (2) (1)の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、(1)の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定します。
- (3) 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設します。

年 月 日

農地転用事業者 氏 名

建築条件付売買予定地に係る農地転用事業計画書

転用事業者 (注1)	住 所		氏 名
申請地			
区画数	○ 区画		
建設業者 (注2)	住 所		氏 名
当該地における建築条件付売買予定地の需要の見込み			
事業期間	年 月 ～ 年 月		
工程表 (注3) (任意様式)	①販売区画毎に、建物完成までのスケジュール（造成工事、分譲開始、売買契約、建築請負契約、建築確認、建築期間、土地及び建物の引渡し時期等）を示すこと。 ②大規模な開発等で工期を複数にわけける場合には、その工期や期間を設定する必要性について記載こと ③併せて、全ての土地を販売することが出来なかった場合に自ら住宅を建設する場合のスケジュールも併記して示すこと。		
その他特記事項			

注1：宅地建物取引業者免許証を添付すること。

注2：複数の建築業者を指定する場合には、セルを増やす等して記載すること。

建築業者毎に建設業の許可証を添付すること。

注3：工程表は、任意の様式として、当該事業計画書に添付すること。

代替地検討書

申請地（地番）	事業目的	事業に必要な面積

○代替地として検討した土地（申請地周辺）

※注意※

農地が安価であることは性質的に大前提であるため、資金面の理由のみをもって代替地がないとする
ことは適当ではない

- ・農地以外の土地、自己所有以外の土地等も候補地を含めて検討すること
- ・検討した土地の位置を示す図面を添付すること

申請地周辺の 検討した土地（地番）	所有別 ○印を記載	地目	地積(m ²)	代替地として適当ではない理由
	自己所有 ・ 自己所有 以外			
	自己所有 ・ 自己所有 以外			
	自己所有 ・ 自己所有 以外			
	自己所有 ・ 自己所有 以外			
	自己所有 ・ 自己所有 以外			

年 月 日

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所
氏名

印

利用状況報告書（第 回）

年 月 日付け沖縄県指令農第 号(農地法第 条許可)により許可を受けた土地利用状況を下記のとおり報告します。

記

1 転用許可地の所在

2 転用面積 m²

3 転用目的

4 添付書類 ①許可申請書に添付した図面資料の写し
②現場写真（四方撮影4枚）（撮影日： 年 月 日）
③上記写真の撮影方向を示す図面
④許可書の写し

農業委員会の進達意見

- ☐ 事業計画どおり利用されていると認められる。
- ☐ 事業計画どおり利用されているとは認められない。

理由

年 月 日

農業委員会会長名

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。

様式第 6 号の 2

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名 印

農地転用後の利用状況の報告について(進達)

みだしのことについて、別紙のとおり報告がありますので、意見を付して進達します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所
氏名

復元完了報告書

農地法第 条第 項の規定により一時転用許可がなされている土地の復元が完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可指令番号 沖縄県指令農第 号
- 3 転用許可地の所在
- 4 転用目的
- 5 転用面積 m^2 (全体面積 m^2)
- 6 復元方法
- 7 添付書類 ①現場写真(四方撮影4枚)(撮影日 年 月 日)
②上記写真の撮影方向を示す図面
③許可書の写し

農業委員会の進達意見

- ☐ 農地に復元されていると認められる。
 - ☐ 農地に復元されていると認められない。
- 理由

年 月 日

農業委員会会長名

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。

様式第 6 号の 4

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名 印

農地の一時転用後の復元完了報告について(進達)

みだしのことについて、別紙のとおり報告がありますので、意見を付して進達します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所
氏名

工事進捗状況報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号(農地法第 条許可)で許可
のあった件について、次のとおり第 回工事進捗状況を報告致します。

1 事業概要

目 的										
所在地										
面 積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²	計	m ²

2 工事進捗状況

全体事業費	前回までの進捗率		今までの進捗率		
千円	%		%		
工事内容別進捗状況	全体実施設計	整 地	施 設		
	%	%	%	%	%
工事における問題点					

3 その他問題点

--

4 添付書類

- ① 現場写真（四方撮影4枚）（撮影日： 年 月 日）
 ② 上記写真の撮影方向を示す図面
 ③ 許可書の写し

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。

様式第 6 号の 6

第 年 月 号
日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名 印

転用許可に係る工事の進捗状況報告について(進達)

みだしのことについて、別紙のとおり報告書を進達します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所
氏名

工事完了報告書

農地法第 条第 項の規定により許可がなされている土地の工事が完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可指令番号 沖縄県指令農第 号
- 3 転用許可地の所在
- 4 転用目的
- 5 転用面積 m^2 (全体面積 m^2)
- 6 工事期間 着 工 年 月 日
完 了 年 月 日
- 7 添付書類
 - ① 現場写真(四方撮影4枚)(撮影日令和 年 月 日)
 - ② 上記写真の撮影方向を示す図面
 - ③ 許可書の写し

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。

様式第 6 号の 8

第 年 月 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名 印

転用許可に係る工事の完了報告について(進達)

みだしのことについて、別紙のとおり報告書を進達します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所
氏名

第 回 工事進捗状況報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号(農地法第 条許可)で許可のあった件について、次のとおり第 回工事進捗状況を報告致します。

1 事業概要 ※前回報告日付（第 回報告書 年 月 日提出）

目 的									
所在地									
面 積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²	計 m ²

2 工事進捗状況

全体事業費		前回報告時点 までの進捗率		今回報告時点 での進捗率			全体事業の 完了予定時期	
千円		%		%			年 月 予定	
進捗状況	宅地 造成	売買 契約	建築 請負 契約	建築 確認	土地の 引渡し	建築 工事 着手	建築 工事 完了	完了の 予定時期
○ 区画								年 月
△ 区画								年 月
× 区画								年 月
× 区画								年 月
× 区画								年 月

※事業の進捗度（完了した内容）のセルまで塗りつぶし機能で色塗りして下さい。

※前回報告からの進捗で新たに完了した内容については該当するセルに○を記入し、4添付書類に記した書類を添付して下さい。

※区画数に応じて、セルを追加/削除して下さい。

3 その他状況

※上記の進捗状況以外に、進捗に遅れがある場合にはその理由や問題点、その他特記すべき事項、又は自ら住宅を建設する場合についてその状況を記載して下さい。

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。

4 添付書類

- ① 宅地造成の状況（全体を4方向から撮影した写真、宅地造成及び区割の状況が分かる写真、同写真の撮影方向を示す図面、撮影日： 年 月 日を記載すること。）
- ② 売買契約締結の状況（売買契約書）
- ③ 建築請負契約の状況（建築請負契約書）
- ④ 建築確認の状況（建築確認済証）
- ⑤ 土地の引き渡しの状況（土地登記簿謄本）
- ⑥ 建築工事の状況（写真及び同写真の撮影方向を示す図面、撮影日： 年 月 日を記載すること。）
- ⑦ 工事完了の状況（検査済証）
- ⑧ 農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況（自ら住宅を建設することとなった経緯を記した書面、工程表、住宅の図面）、
- ⑨ その他確認が必要な事項（農地転用許可権者が必要と認めた書類）
- ⑩ 許可指令書及び事業計画の変更承認を受けた場合には当該承認書の写し
- ⑪ 過去に提出した進捗状況報告書の写し（添付書類を除く。）

5 留意事項

2回目以降の進捗状況報告書を提出する際には「4 添付書類」において一度添付したことがある書類はその添付を省略できるものとする。ただし、⑩及び⑪は添付を省略できない。

年 月 日

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所
氏名

工事完了報告書

農地法第 条第 項の規定により許可がなされている土地の工事（住宅の建設工事を含む。）が完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可指令番号 沖縄県指令農第 号
- 3 転用許可地の所在
- 4 転用目的
- 5 転用面積 m^2 （全体面積 m^2 ）
- 6 工事期間 着 工 年 月 日
完 了 年 月 日
- 7 添付書類
 - ① 工事完了を確認する書類（検査済証）
 - ② 現場写真(四方撮影4枚、区画毎の建設工事完了がわかるよう撮影した写真)
(撮影日令和 年 月 日)
 - ③ 上記写真の撮影方向を示す図面
 - ④ 許可書の写し

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。